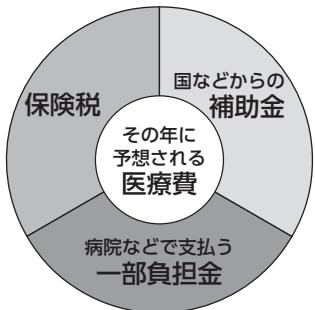


国民健康保険について

職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度加入者、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国民健康保険の加入者（被保険者）となります。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。国保税の納付にご協力をお願いします。

なお、本年度の納税通知書の発送は7月中旬を予定しております。第1期の納期限は8月1日(月)ですので、納め忘れにご注意ください。



国民健康保険税について

国民健康保険税の計算方法

国保税の納税義務者は世帯主の方です。世帯主の方が国保以外の健康保険に入っている場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもいれば、納税義務者（擬制世帯主）となります。

○保険税額の決め方

その年に必要となる医療費を予測し、そこからみんなが医療機関で支払う自己負担金と、国などからの補助金を差し引いた金額が国保税の総額となります。国保税の税率は市区町村ごとに定められ、一世帯ごとの保険税が算定されます。

○均等割・平等割の軽減

なお、医療分と後期高齢者支援分は加入者全員に、また、介護分は40歳から64歳までの加入者に課税されます。

○倒産、解雇等により離職された方の軽減

会社の倒産や解雇等により離職された方（非自発的失業者）に対し、国保税の軽減制度があります。

国民健康保険税の軽減について

平成28年度の税率と賦課限度額

	医療分①	後期高齢者支援分②	介護分③(40歳から64歳)
所得割 (加入者の前年の所得に応じて計算)	7.8%	2.0%	1.3%
資産割 (加入者の固定資産税額に応じて計算)	30.0%	8.0%	7.0%
均等割 (1人当り)	20,000円	5,000円	7,000円
平等割 (1世帯当り)	20,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円

軽減判定の基準

軽減割合	基準となる所得金額（擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + (26.5万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下
2割軽減	33万円 + (48万円 × 被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下

加入世帯にかかる平等割が対象となります。
また、この軽減を受けるための手続きは不要ですが、世帯被保険者のうち、税法上の被扶養者を除いて、町に前年中の所得がいる場合、国保税の正確な算定や軽減の判定ができません。情報の無い方（所得未申告者）がいる場合、国保税の正確な算定や軽減の判定ができませんので、ご注意ください。

（対象者）
次の理由により失業給付を受ける方
雇用保険の特定受給資格者
：倒産、解雇等による離職
雇用保険の特定理由離職者
：雇い止めなどによる離職
（軽減内容）
・国保税のうち、所得割の算定について、前年の給与所得を100分の30とみます
・高額疗養費等の所得区分判定も同様となる

（軽減期間）

離職日の翌日からその月の属する年度の翌年度末まで

（申請）
・場所 町民税務課②窓口
・持参するもの
印鑑、被保険者証、公共職業安定所（ハローワーク）で発行する雇用保険受給者証、本人確認書類、該当者と世帯主のマイナンバー

なお、他の健康保険への加入等により国保を脱退しますと、本軽減は対象外となります。

国民健康保険税の納め方

○普通徴収
現金または口座振替により納付いただきます。（納期は8月あります）